（様式第2-2-3号）

**維持管理業務共同企業体 協定書**

（目的）

第１条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　　　　　　　　　　　（維持管理業務名）

(1) 神戸市発注に係る

　　（当該業務の内容の変更を含む。以下、単に「維持管理業務」という。）の業務委託

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第２条 当共同企業体は、 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び存続期限）

第４条 当企業体は、令和　　　年　　　月　　　日に成立し、業務委託の受託契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

２　業務委託を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者）

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託額）

第８条 各構成員の分担業務委託は、次のとおりとする。ただし、分担業務委託の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（分担業務委託）　　　　　　　　　　 （商号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

２ 前項に規定する分担業務委託の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務委託の委託契約の履行及びその他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、　　　　　　銀行　　　　　　支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 各構成員は、その分担業務委託の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務の業務委託中発生した共通の経費等については、分担業務委託額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務委託に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務委託途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

（業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務委託を完成するものとする。

２ 前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務委託につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者）

外 社は、以上のとおり

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

**維持管理業務共同企業体協定書第８条に基づく協定書**

（業務委託名）

神戸市発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　については、当共同企業体協定書第８条の規定により，当企業体構成員が分担する業務委託の業務委託額を次のとおり定める。

記

分担業務委託額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

（分担業務委託） 　　　　　　　　（商号） 　　　　　　　　（分担業務委託額）

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　　社は、上記のとおり分担業務委託額を定めたので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号